

1. 大気汚染防止法の概要

(1) 法による規制の経緯

大気汚染防止法（以下「法」という。）は、公害対策基本法の制定を受けて、昭和43年に従来の「ばい煙の規制等に関する法律」に代わって制定され、同年12月から施行されたものです。

この法により、規制地域の拡大、排出基準設定方式の合理化（硫黄酸化物のK値規制）、特別排出基準の設定、自動車排出ガスの規制等が行われることになりました。

その後、昭和45年12月に、目的規定中のいわゆる産業との調和条項を削除する、規制地域を廃止して全国的な規制とする、有害物質を規制対象に加える、ばい煙の排出基準違反に対する直罰規定を導入する等の改正がなされました。

昭和47年6月には同法の目的規定に大気汚染に関し人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任を定め、被害者の保護が明確にされると共に、損害賠償の条文が設けられ無過失責任が明らかにされました。

昭和49年6月の法改正では、硫黄酸化物の総量規制方式が導入されました。

窒素酸化物については、二酸化窒素の環境基準の維持達成等に対処するため、昭和48年8月に排出基準が設定され、その後、5次にわたり規制対象施設の拡大、基準の強化が図られています。

平成8年5月の法改正では、第一に有害大気汚染物質のうち排出または飛散を早急に抑制しなければならない物質を指定する制度を設け排出抑制を図ること、第二に原動機付き自転車を自動車排出ガス規制の対象に追加すること、第三に建築物の解体現場等からの石綿（特定粉じん）の飛散防止対策を図ること、第四に事故時の措置を講じること等、新たな課題への対処が図られ、平成9年4月から施行されました。指定物質については、平成9年1月にベンゼン等3物質が指定されました。同年8月にはダイオキシン類が追加されましたが、平成11年7月のダイオキシン類対策特別措置法の制定により、指定物質から削除されました。

平成16年5月の法改正では、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントに係る大気汚染を防止するため、その原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の排出・飛散抑制を図ることとされ、平成18年4月1日よりVOCの排出規制が開始されました。

平成17年以降、大企業も含めた一部事業者において、ばい煙量等の測定結果の記録の改ざん等が相次いだことから、平成22年5月に、ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設など、事業者の責務が強化されました。

水銀については、水銀の人為的排出を世界的に削減するための「水銀に関する水俣条約」を受けて平成27年6月19日に水銀大気排出規制を盛り込んだ法改正が行われ、平成30年4月1日から施行されました。

石綿の飛散防止対策については、改正法が令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日から、石綿含有成形板等を含めたすべての石綿を含有する建材が規制対象となる等、更なる強化が順次図られています。

一方、県では昭和46年12月にばいじんと有害物質について法に基づくいわゆる上乗せ条例を制定し、規制の強化を図りました。その後、昭和51年10月には法に基づく硫黄酸化物の総量規制基準等を定め、硫黄酸化物の総量規制の運用を開始すると共に、昭和58年4月には、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」を定め、窒素酸化物についても事業所ごとの総量的規制方式を導入した他、平成4年4月に「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」を施行し、平成8年4月にこれを改正した「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」を施行し、窒

素酸化物対策を推進しています。

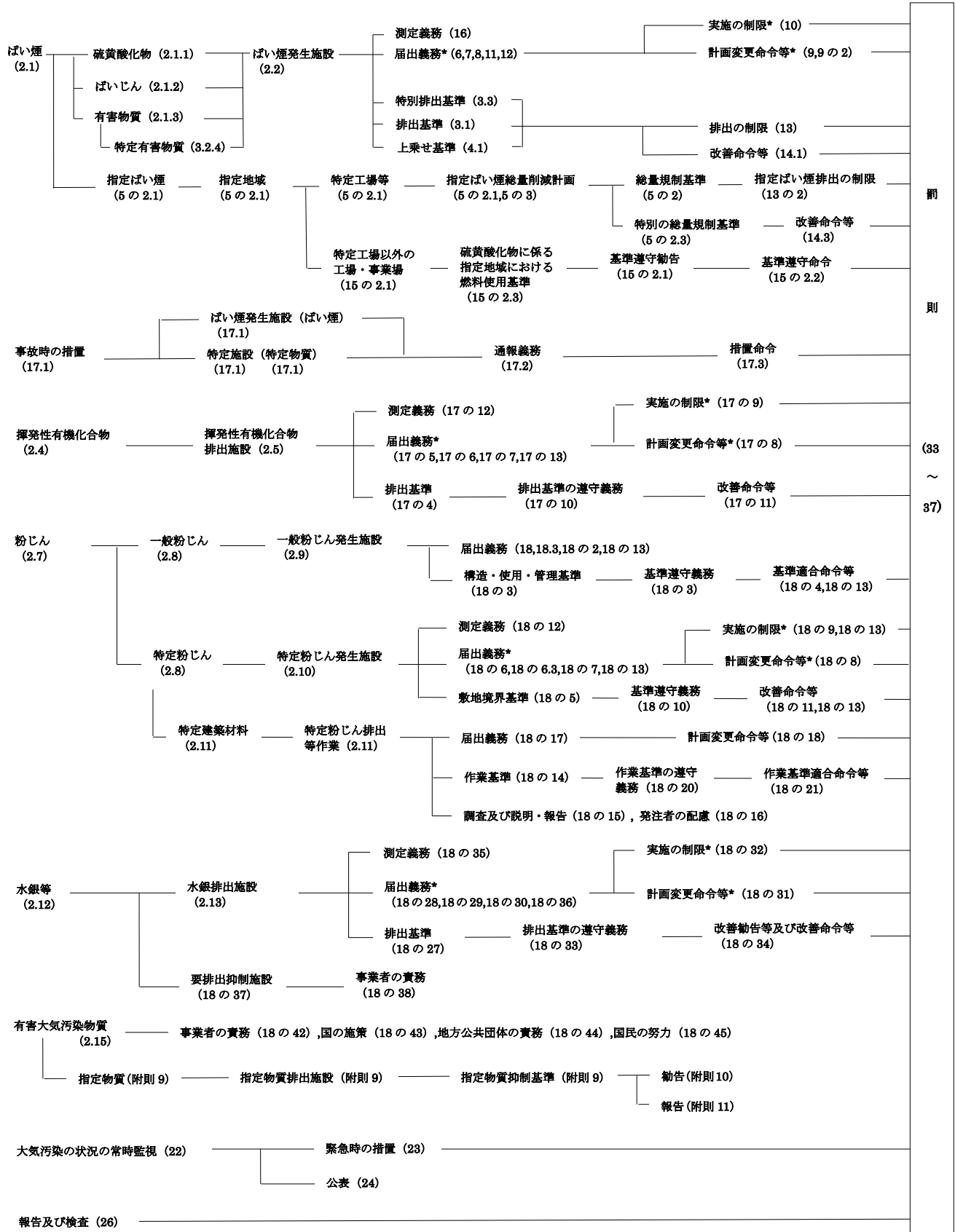
さらに、光化学スモッグの発生を抑制するため、原因物質の一つである炭化水素の排出を削減することとし、昭和 61 年 4 月に「千葉県炭化水素対策指導要綱」を定め、光化学スモッグが多発する地域の工場等に対する指導を行ってきましたが、平成 16 年の法改正でVOCの規制が開始されたことを受け、事業者の自主的な取組による排出抑制を一層進めるため、平成 20 年 4 月に「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」を施行しました。

なお、昭和 45 年 12 月の政令改正で、千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び市原市が法の政令市として事業場の規制等の事務を行うこととなり、昭和 59 年 4 月に柏市が加わりました。

その後、平成 4 年 4 月に千葉市が指定都市となり、平成 15 年 4 月に船橋市が、平成 20 年 4 月には柏市が中核市となり、これらの市は広域的な業務を除いて県と同様の業務を行っています。

大気汚染防止法による規制等の体系の概要

() 内は条文番号を示す。(例 2.1.1 ; 第2条第1項第1号)



(注) 1 *を付した部分は、電気工作物、ガス工作物又は火山保安法の規定による規制に対して適用されず、それぞれ電気事業法、ガス事業法又は火山保安法の相当規定の定めによる。
 2 以上の他、季節による燃料規制(15)、自動車排ガスに関する規制(19～21の2)、損害賠償(25～25の6)、資料提出の要求等(28)、国の援助(29)、研究等の推進等(30)、経過措置(30の2)、事務の委任等(31)、条例との関係(32)等について規定している。